

# 令和元年台風19号被害に関わる、休業補償 および離職時の失業給付の取扱い

## 1. 休業補償の取扱い

「使用者の責に帰すべき事由により休業する場合は、休業期間中は少なくとも平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければならない」（労基法第26条）

①天災事変等の不可抗力の場合は、この事由に当たらないと思われ、休業手当の支払義務はない。但し、労使の協定がある場合は、この限りではない。

②事業場の施設・設備に直接的被害は無いが、取引先や鉄道・道路が被害により、仕入、納入等が不可能となり休業となった場合は、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当する場合があるが、下記の場合には、例外的に該当しない場合がある。

1)その原因が事業の外部より発生した事故であること

2)事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること。

具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者の休業回避の具体的努力などを総合的に勘案し、判断される。

## 2. 雇用調整助成金

①主旨 「経済上の理由」により、事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者を対象に休業等を実施したうえ、休業手当等の支払いを行うことにより、雇用の維持を図る事業主に対し、休業手当等の一部を助成するもの。

②対象 災害により施設等が被害を受けたことは「経済上の理由」とはならず、支給対象とはならない。しかし、長期化や復旧までに長時間を要する場合等には、「交通手段の途絶等により原材料の入手」、「製品の出荷が困難であること」、「事業所等が損壊し修理業者の手配や修理部品の調達が困難となったこと」等を理由に、事業活動の縮小が行われた場合、「経済上の理由」に該当し、支給対象となる可能性があるので、最寄りの労働局またはハローワークに問い合わせること。

## 3. 雇用保険の特別措置

「災害救助法の適用地域における雇用保険の特別措置」（一時的に離職する場合の特別措置）は適用地域の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方が、事業再開後の再雇用が予定される場合でも、雇用保険の基本手当を受給できる制度。（通常は再雇用が予定されていれば受給できない）

なお、本特別措置制度を利用し、失業給付を受給した方は、休業が終了し雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されない。

このため、本特別措置制度を利用後、再び離職された場合は、本特別措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12ヶ月以上被保険者期間があることが必要となる場合がある。

## 4. その他

詳しい内容については、連合福島まで問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00071.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00071.html)

以上